

東白衛生組合地域 循環型社会形成推進地域計画

棚倉町

塙町

矢祭町

鮫川村

東白衛生組合

平成26年1月8日

第1回修正 平成26年12月19日

第2回修正 平成27年12月24日

第3回修正 平成28年12月 9日

第4回修正 令和元年12月 5日

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	4
3	施策の内容 -----	8
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	14
	別添 1～3 -----	15
	様式 1～3 -----	19
	参考資料様式 1, 3, 6 -----	23

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ◇ 市町村名 東白衛生組合、棚倉町、埴町、矢祭町、鮫川村
 - ◇ 面積 620.94km² (棚倉町 159.82 km²、埴町 211.60 km²、矢祭町 118.22 km²、鮫川村 131.30 km²)
 - ◇ 人口 34,914 人 (棚倉町 14,939 人、埴町 9,685 人、矢祭町 6,348 人、鮫川 3,942 人)
- (平成 25 年 3 月 31 日現在)



図 1-1 対象地域図

別添 1 に関係施設の概要を記載

(2) 計画期間

本計画は、平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とします。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

(3) 基本的な方向

東白衛生組合（以下、「本組合」という。）では、本組合を構成する棚倉町、塙町、矢祭町、鮫川村の 3 町 1 村から排出されるごみの処理、処分施設及びし尿処理施設を整備、運営し、衛生的な処理と生活環境の保全に努めています。

一方、焼却炉に対するダイオキシン類の排出規制については、平成 9 年 1 月「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）」の制定、平成 12 年 1 月「ダイオキシン類対策特別措置法」の施行により、既設の焼却炉に対しても平成 14 年 12 月より恒久対策が適用されることになりました。それを受けて、各都道府県ではごみ処理広域化計画を策定しており、本組合が含まれる県南ブロックでは、ごみ処理広域化計画について検討が行われています。

現在、本組合のごみ処理は、焼却施設、不燃物破碎処理施設及び最終処分場で行っていますが、焼却施設及び不燃物破碎処理施設については竣工年月が昭和 62 年 3 月であるため、供用開始から既に 26 年が経過しており、今後も安全かつ安定した施設として稼働させていくためには、適切な維持管理のための点検・補修が必要な状況となっています。また、最終処分場においても、残余容量が残り少なくなっており、次期最終処分場の更新時期となっています。

また、し尿処理施設についても、供用開始後 24 年が経過しており、施設の老朽化状況を加味すると、施設の更新または大規模補修等が必要な時期となっているため、既存の水槽を活用して汚泥再生処理センターの整備を実施し、汚泥を助燃剤として資源化します。

以上のような状況から、本組合における循環型社会の構築に適した処理システムの実現を目指します。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

福島県では、均衡ある広域化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村等の意見も聞きながら「福島県ごみ処理広域化計画(平成 21 年度改訂)」を策定しています。

この計画は、福島県における今後の市町村等の一般廃棄物処理事業の広域的な対応の枠組みを定め、今後の市町村等における一般廃棄物処理施設の整備に係わる基本的な方針を定めたものです。計画期間は、平成 22 年度から平成 29 年度までの 8 年間です。

本組合は同計画において県南ブロックに組み込まれており、その中で本組合並びに白河地方広域市町村圏整備組合が所有する焼却施設はいずれも平成 30 年度以降の更新となることから、平成 29 年度までは既存施設を継続して使用するとしています。

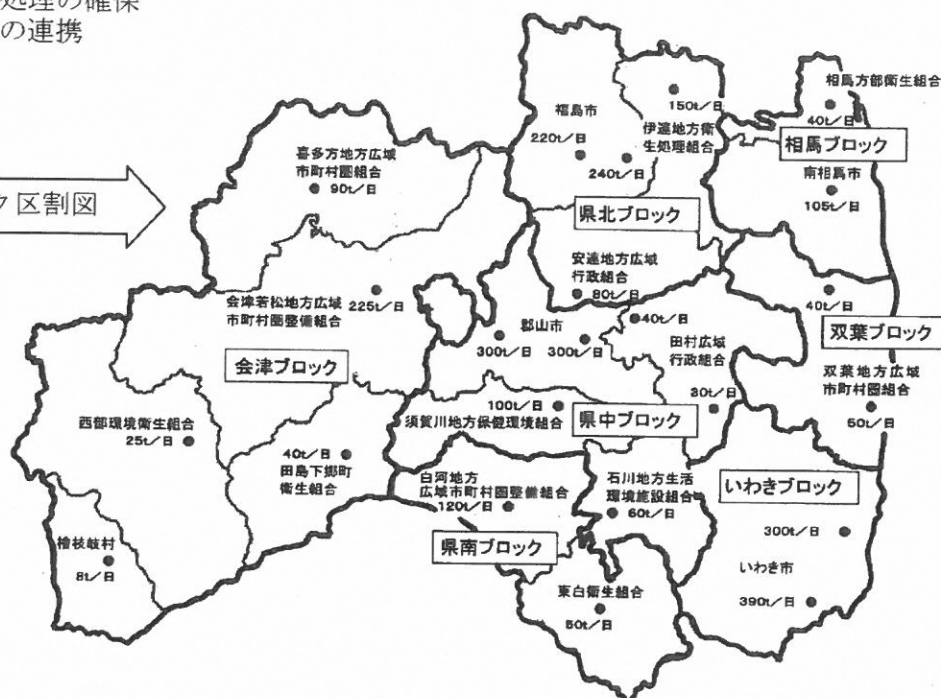
本計画により、本組合の焼却施設は長寿命化するため、県南ブロックとしての統合施設については、これ以降の集約を目指して検討していきます。

福島県ごみ処理広域化計画

広域化の基本方針

- 1 廃棄物の減量化
- 2 再生利用の推進
- 3 一般廃棄物処理事業のコスト削減
- 4 サーマルリサイクルの推進
- 5 自区域内処理の確保
- 6 関係機関の連携

広域ブロック区割図



施設整備の基本方針

- ごみ焼却施設**: 施設の更新時は原則100 t/日以上全連続式へ集約し高効率ごみ発電設備の導入を推進する。焼却残渣の再生利用は実情を踏まえ、熔融固化による高度処理を推進する。
- し尿処理施設**: 集約化を推進し汚泥再生処理センターへの転換を図る。
- 一般廃棄物最終処分場**: 残存容量、ごみ焼却施設の集約化の進捗状況を踏まえ広域化ブロック内で集約化を行う。
- その他の一般廃棄物処理施設**: 循環社会を構築し、広域化ブロック内で一連の処理を完結できるよう、焼却施設の集約に合わせて破碎・選別施設等の廃棄物再生利用施設の効率的な整備を図る。

図 1-2 福島県における広域ブロック図

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

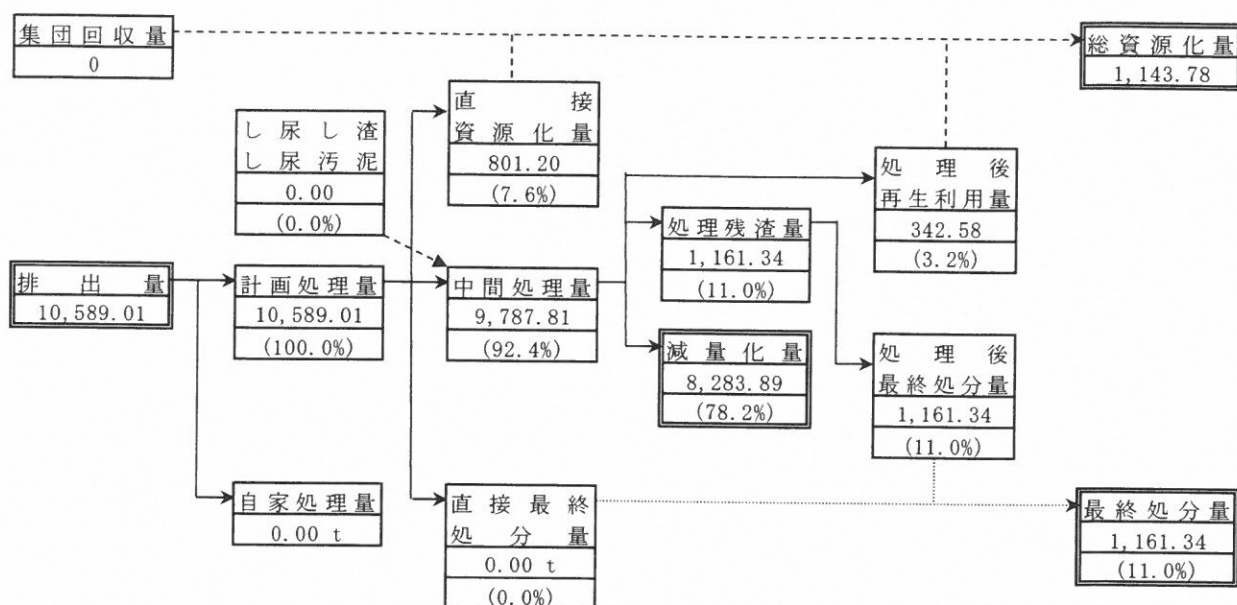
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 24 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 2-1 のとおりです。

集団回収量を含む総排出量は、10,589.01 トンで、再生利用される「総資源化量」は、1,143.78 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 10.8%となっています。

中間処理による減量化量は、8,283.89 トンであり、集団回収量を除く排出量のおおむね 78%が減量化され、約 11%、1,161.34 トンが埋め立てられています。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 9,107.90 トンです。また、中間処理後の処理残渣及び不燃物 1,161.34 トンは、最終処分場に搬入し、埋立処分されています。



※ 各項目の比率は、【（各項目の量）÷（（排出量）＋（し尿し渣脱水汚泥））×100】で算出

図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 24 年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成 24 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、図 2-2 のとおりです。

生活排水処理対象人口（総人口）は、全体で 34,914 人であり、汚水衛生処理人口（平成 24 年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様）は 19,978 人、汚水衛生処理率は 57.2%となっています。

し尿発生量は 2,520 kL/年、浄化槽汚泥発生量は 13,555 kL/年であり、全体で 16,075 kL/年となっています。

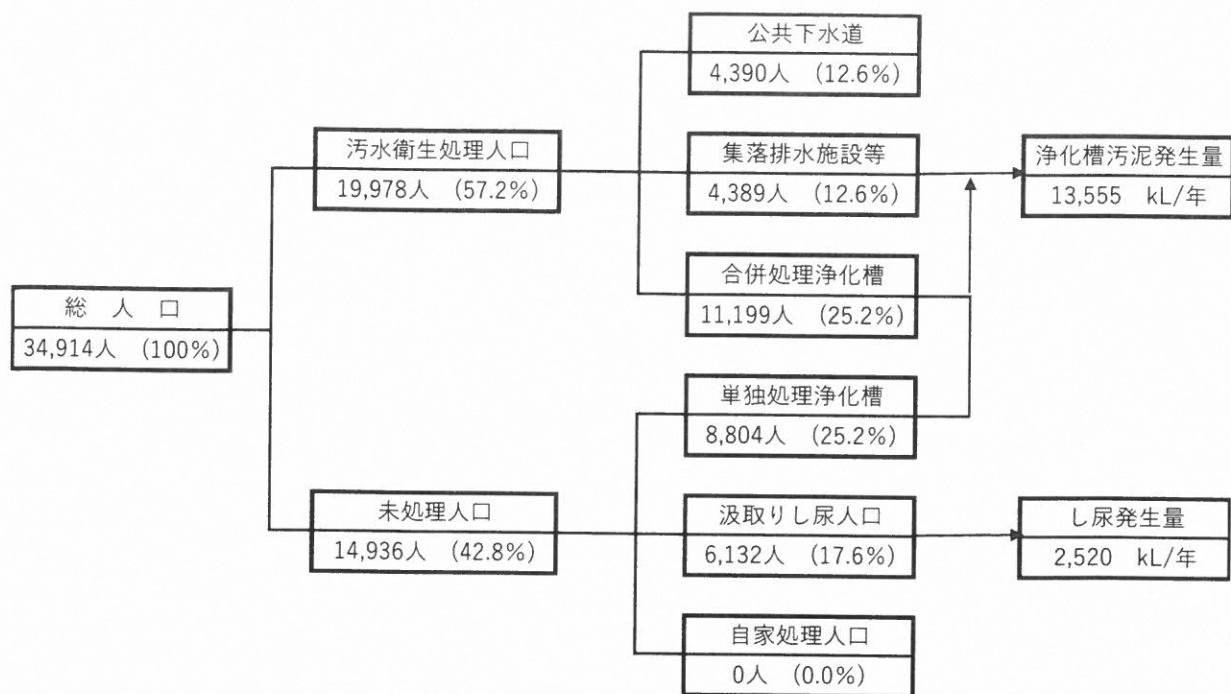


図 2-2 生活排水処理の処理状況フロー（平成 24 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表 2-1 に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

目標値については、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年環境省告示第 34 号、改正 平成 17 年 5 月 26 日 環境省告示第 43 号）」及び「福島県廃棄物処理計画」に係る各種目標値を長期的視点に基づき達成させるべく、目標年度以降も各種施策を推進していきます。

参考として、別添 3 に現状と目標のトレンドグラフを添付します。

表 2-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

		現在(割合) ※1 (平成24年度)	目標(割合) ※1 (令和3年度)
排 出 量	事業系 総排出量 ①	683.09 トン	613.2 トン (H24比 -10.2%)
	1 事業所当たりの排出量 ※2	0.32 トン/事業所	0.29 トン/事業所 (H24比 -10.2%)
	生活系 総排出量 ②	9,905.92 トン	7,880.50 トン (H24比 -10.2%)
	1 人当たりの排出量 ※3	275.72 kg/人	250.72 kg/人 (H24比 -10.2%)
	排出量合計 (①+②)	10,589.01 トン	8,493.71 トン (H24比 -10.2%)
再生利用料	直接資源化量	801.00 トン (7.6%)	832.00 トン (9.8%)
	総資源化量	1,144.00 トン (10.8%)	1,037.00 トン (12.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	-	0 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	8,284.00 トン (78.2%)	6,361.00 トン (74.9%)
最終処分量	埋立最終処分量	1,161.00 トン (11.0%)	1,095.00 トン (12.9%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、その他は排出量に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) (単位: トン)

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 (単位: トン)

エネルギー回収量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 (単位: MWh) 及び熱利用量 (単位: GJ)

減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差 (単位: トン)

最終処分量: 埋立処分された量 (単位: トン)

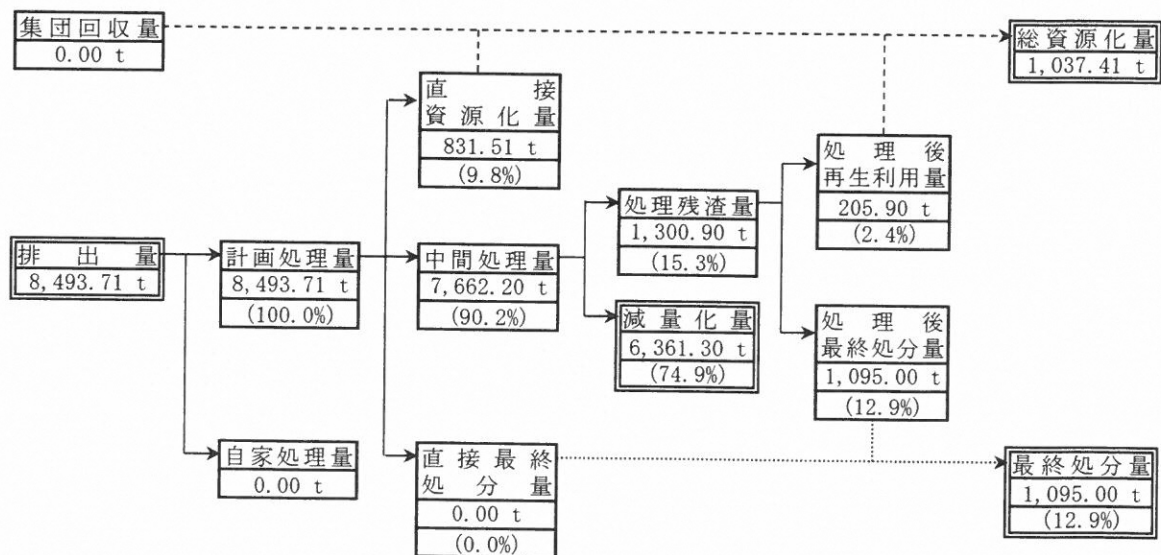
《用語の説明》

トレンドグラフ: 現状把握と今後の推移予想

《割合の算出方法》

直接資源化量、総資源化量、中間処理による減量化量、埋立最終処分量の各項目の割合は、以下の計算による。

【(各項目の量) ÷ (排出量合計(①+②)) × 100】 [単位: %]



※ 各項目の比率は、【(各項目の量) ÷ ((排出量) + (し尿し渣脱水汚泥)) × 100】で算出

図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和3年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2-2 及び図 2-4 に掲げる目標のとおり、公共下水道、集落排水施設等、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとします

参考として、別添 4 に現状と目標のトレンドグラフを添付します。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成24年度実績		令和 3 年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	4,390 人	12.6%	4,820 人	15.3%
	集落排水施設等	4,389 人	12.6%	4,328 人	13.8%
	合併処理浄化槽	11,199 人	32.1%	13,008 人	41.4%
	未処理人口	14,936 人	42.8%	9,275 人	29.5%
合 計		34,914 人	100.1%	31,431 人	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量	2,520 kL/年		1,059 kL/年	
	浄化槽汚泥量	13,555 kL/年		16,462 kL/年	
	合 計	16,075 kL/年		17,520 kL/年	

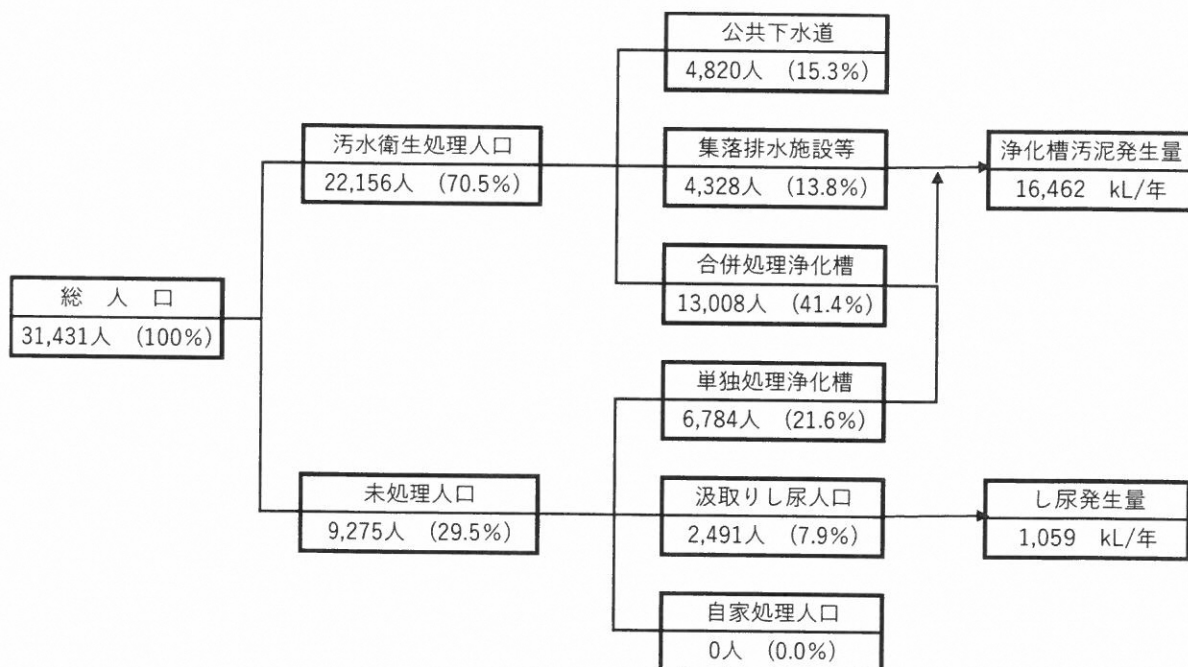


図 2-4 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（令和 3 年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア ごみの有料化

経済的インセンティブを活用したごみの排出抑制効果が期待できること、排出抑制に伴う焼却処理量や最終処分量の減量によって環境負荷や処理費用の低減できること、さらに排出量に応じた手数料徴収による費用負担の公平性が確保できることなどから、本組合では、処理手数料を上乗せしたごみ袋の販売による有料化を実施しています。また、事業系の持ち込みごみについても従量制の有料化を実施しています。今後もこれらの取り組みを継続していくこととします。

イ 環境教育、普及啓発

ごみの排出抑制・再資源化には、まず、排出者である住民・事業者の意識向上が非常に重要であります。冊子・チラシ・ポスターなどの紙メディアの配布やごみ処理施設の見学等を通じた啓発活動に取り組みます。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

住民に対しては、買物の際にはマイバッグを持参するよう呼びかけるなど、買物袋等のごみを減らす取り組みを推進します。また、贈答品への過剰包装も極力控えるように呼びかけます。一方、事業者に対しては、不必要な買物袋の提供を極力減らし、住民のマイバッグ持参運動への協力を依頼するとともに、過剰包装でなく簡易包装とするよう働きかけます。

エ 資源ごみの分別回収

現在、構成町村では集団回収を行っていませんが、資源ごみについては7区分を設けて分別収集しています。今後もこの分別区分を維持し、資源ごみの再資源化を積極的に推進していくものとします。

オ 生活排水対策の推進

生活排水の汚濁物質削減方法として、調理くずを回収する三角コーナーや微細目ストレーナ、廃食用油を拭き取るキッチンペーパー等の有効な手段を広報誌や住民環境イベント等で周知し、住民参加の生活排水対策を推進します。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分と処理方法は表 3-1、分別区分と品目は表 3-2 に示すとおりです。

表 3-1 生活ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H24年)			
東白衛生組合			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績※ (トン)
も え る ご み	焼 却	東白クリーンセンター ごみ焼却施設	9,107.90
不 燃 物 類	破 選	東白クリーンセンター 不燃物 破砕処理施設	655
粗 大 ご み	破 選	民間業者	97
缶 類	リサイクル	手選別 民間業者	98
び ん 類			168
ダ ン ボ ー ル			141
新 聞 紙			141
雑 誌 類			113
紙 パ ッ ク			2
紙 製 容 器 包 装			32
ペ ッ ト ボ ト ル			48
発 泡 ・ ト レ イ			4
フラスチック製容器包装			54

今 後 (令和 3 年)				
東白衛生組合				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理予測 (トン)
		一次処理	二次処理	
も え る ご み	焼 却	東白クリーンセンター ごみ焼却施設	(焼却残渣) 最終処分場	7,192
不 燃 物 類	破 選	東白クリーンセンター 不燃物 破砕処理施設	(不燃残渣) 東白クリーンセンター最終処分場 (鉄類・アルミ類) 売却	460
粗 大 ご み	破 選	民間業者	(破砕処理・選別後資源品) 売却	55
缶 類	リサイクル	民間業者	(選別後資源品) 売却	120
び ん 類				223
ダ ン ボ ー ル				117
新 聞 紙				120
雑 誌 類				120
紙 パ ッ ク				30
紙 製 容 器 包 装				0
ペ ッ ト ボ ト ル				45
発 泡 ・ ト レ イ				4
フラスチック製容器包装				51

表 3-2 生活ごみの分別区分と品目の現状と今後

現 状 (H24年)			今 後 (令和 3 年)		
東白衛生組合			東白衛生組合		
区 分	品 目	有無の 収集	区 分	品 目	
もえるごみ	台所ごみ植物性残渣、吸殻、紙コップ、草、花、剪定枝、革製品、使い捨てカイロ、プラスチック製品、ビニールホース、風呂マット、紙オムツ、コルク栓、貝の殻、布類など	○	もえるごみ	・現状どおりの分別区分を継続する。	
不燃物類	茶わん、皿、ガラス製品、電球、蛍光灯、時計、カミソリ、乾電池、ホーロー食器、銅製、鋳物製のべ食器等、針金、台所金属製品、割れ物など	○	不燃物類	・現状どおりの分別区分を継続する。	
粗大ごみ	自転車、ミニバイク、ステレオ、ガス台、電子レンジ、ストーブ、掃除機、扇風機、電気コタツ他電化製品、湯沸器、ボイラー、机、いす、一輪車、物干し台や竿、サッシ、流し台、ロッカー、風呂釜、布団、マットレス、カーペット、ベット、ソファ、畳、たんす、食器棚等の家具類など指定袋に入らないもの	○	粗大ごみ	・現状どおりの分別区分を継続する。	
資源ごみ	缶 類	○	資源ごみ	缶 類	・現状どおりの分別区分を継続する。
	びん 類	○		びん 類	
	古紙類	○		古紙類	
	紙製容器包装	○		紙製容器包装	
	プラスチック製容器包装	○		プラスチック製容器包装	
	ペットボトル	○		ペットボトル	
	発泡スチロール	○		発泡スチロール	

イ 事業系一般廃棄物の処理の現状と今後

事業系ごみの排出量は、今後更なる減量化を推進していきます。具体的には、多量にごみを排出する事業者に対し、減量化や再資源化計画を作成するよう啓発します。

ウ 生活排水処理の現状と今後

本地域全体において生活排水未処理人口（単独処理浄化槽を含む）がまだ3割以上いることから、各構成町村では、生活排水の適正処理の推進のため、生活排水処理基本計画の施策に沿って整備を進めます。

公共下水道及び農業集落排水の処理区域について、早期の接続を指導して接続率向上を図り、公共下水道等の処理区域外の地域については、合併処理浄化槽の整備を行います。

し尿及び浄化槽汚泥（農集排汚泥を含む）については、現在、組合のし尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、乾燥・焼却処理していますが、今後は助燃剤化を行い、本組合のごみ焼却施設で活用します。

エ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりです。

- ◇ 資源回収率引き上げのため、本組合が定めた分別収集区分を住民が遵守するよう努めます。
- ◇ 冊子・チラシ・ポスターなどの紙メディアの配布やごみ処理施設の見学等を通じた啓発活動に取り組みます。
- ◇ 多量排出事業者へのごみ減量計画書の提出を求めるなど、ごみ減量に関する指導を行います。
- ◇ 既存のし尿処理施設を活用して、汚泥再生処理センターを整備し、施設維持管理上の効率化を図りつつ、し尿及び浄化槽汚泥等の安定的な処理を行います。また、汚泥については助燃剤化を行い、ごみ焼却施設で有効利用を行います。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の統一後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 3-3 のとおり必要な処理施設の整備を行います。

表 3-3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ処理施設 東白クリーンセンター	廃棄物処理施設の 基幹的設備改良事業	改造前: 50t/16h 改造後: 54t/24h	東白川郡埴町大字 上渋井字岩下18番地7	H26～H28
2	最終処分場 一般廃棄物最終処分場	最終処分場整備事業	埋立容量28,200m ³	東白川郡埴町大字 常世北野字塩沢58-1	H28～H30
3	し尿処理施設 汚泥再生処理センター	汚泥再生処理セン ター整備事業	56kL/日	東白川郡埴町大字 上渋井字岩下18番地5	H30～R2

(整備理由)

事業番号 1 ごみ焼却施設の老朽化

事業番号 2 残余容量が僅少となっているため

事業番号 3 し尿処理施設の老朽化、汚泥の資源化有効利用

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に関連して、表 3-4 のとおり計画支援事業を行います。

表 3-4 計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 (事業番号1)に係る発注者支援業務	発注仕様書作成等	H26
32	最終処分場整備事業(事業番号2)に係る 測量・地質調査業務	測量・地質調査	H26
32	最終処分場整備事業(事業番号2)に係る 生活環境影響調査業務	生活環境影響調査	H26～H27
32	最終処分場整備事業(事業番号2)に係る 基本計画・設計業務	基本計画・設計	H26
32	最終処分場整備事業(事業番号2)に係る 実施設計業務	実施設計	H27
33	汚泥再生処理センター整備事業(事業番 号3)に係る生活環境影響調査業務	生活環境影響調査	H29
33	汚泥再生処理センター整備事業(事業番 号3)に係る発注者支援業務	施設整備基本計画 発注仕様書等作成	H29～30

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 再生利用品の需要拡大事業

循環型社会の形成のためには、不用品等の譲渡・交換やフリーマーケット開催等のリユース情報の提供といった供給面での取組みに加え、需要面からの取組みが重要となることから、住民、事業者及び行政が一体となったリサイクル製品、エコマーク製品利活用を目指す協働の取組みを推進します。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、産業廃棄物の不適正な搬入やリサイクル可能な物の搬入が少なくなるよう、適正処理の指導及びリサイクルに対する意識啓発を行います。

ウ 不法投棄対策

ごみの散乱防止や適正な処理に関するモラル向上のため、広報紙、チラシ等による啓発に努めます。また、事業者、地域住民と共にパトロールを実施する等監視体制の強化に努めます。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

震災や水害等の自然災害により、一時的に多量に排出される廃棄物については、被災地の衛生を保持する必要があることから、災害廃棄物の処理に関する相互支援協定を締結するなどの必要な検討を進めていきます。また、福島県が策定した計画策定指針に基づき、今後構成町村の災害廃棄物処理計画の策定にむけて協力することとする。

【仮置場等】

- ・災害の発生場所、規模により適当な町村有地を選定する。

オ 浄化槽の適正な維持管理の推進

構成町村は浄化槽管理者等に対し、保守点検・清掃の実施、定期検査の受検等の重要性を啓発し、適正な維持管理を推進する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、県と協議をしながら計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとします。

別添 1

現有処理施設の概要

【焼却施設】

名 称	東白クリーンセンター ごみ焼却施設
所 在 地	東白川郡埴町大字上渋井字岩下 18 番地 7
供用開始年	昭和 62 年 4 月
処 理 能 力	50t/16h (25t/16h×2基)
処 理 方 式	准 連 続 式
炉 形 式	ストーカ方式

【不燃物破碎処理施設】

名 称	東白クリーンセンター 不燃物破碎処理施設
所 在 地	東白川郡埴町大字上渋井字岩下 18 番地 7
供用開始年月	昭和 62 年 4 月
処 理 能 力	24t/5h
処 理 方 式	選別・圧縮・梱包方式

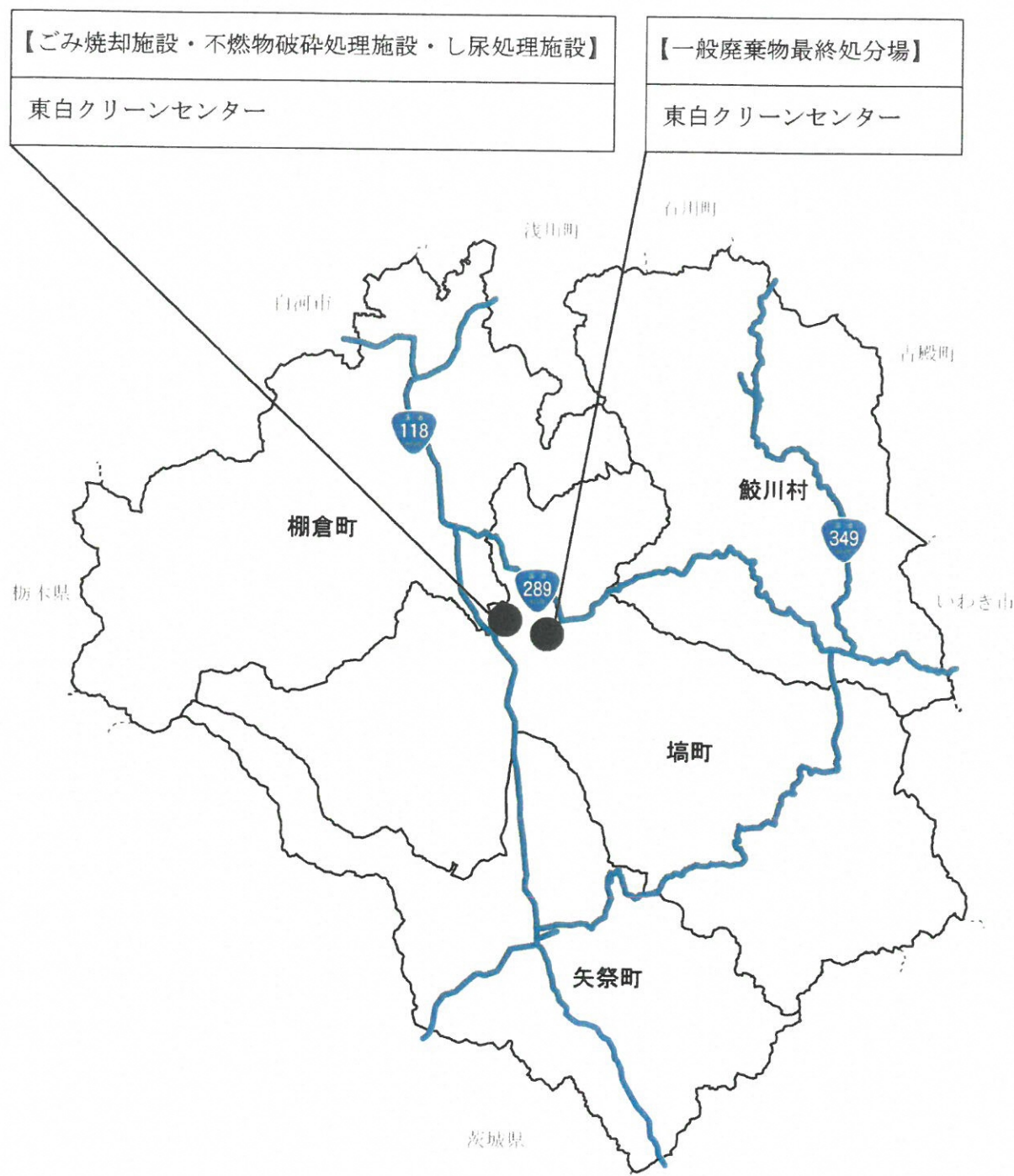
【最終処分施設】

名 称	東白クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所 在 地	東白川郡埴町大字常世北野字塩沢 58-1
供用開始年月	平成 12 年 11 月
処 理 能 力	29,600m ³
埋 立 方 式	サンドイッチ・セル工法

【し尿処理施設】

名 称	東白クリーンセンター し尿処理施設
所 在 地	東白川郡埴町大字上渋井字岩下 18 番地 5
供用開始年月	平成 4 年 4 月
処 理 能 力	60kL/日
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式

別添 2



関係施設の位置図

現状と目標のトレンドグラフ

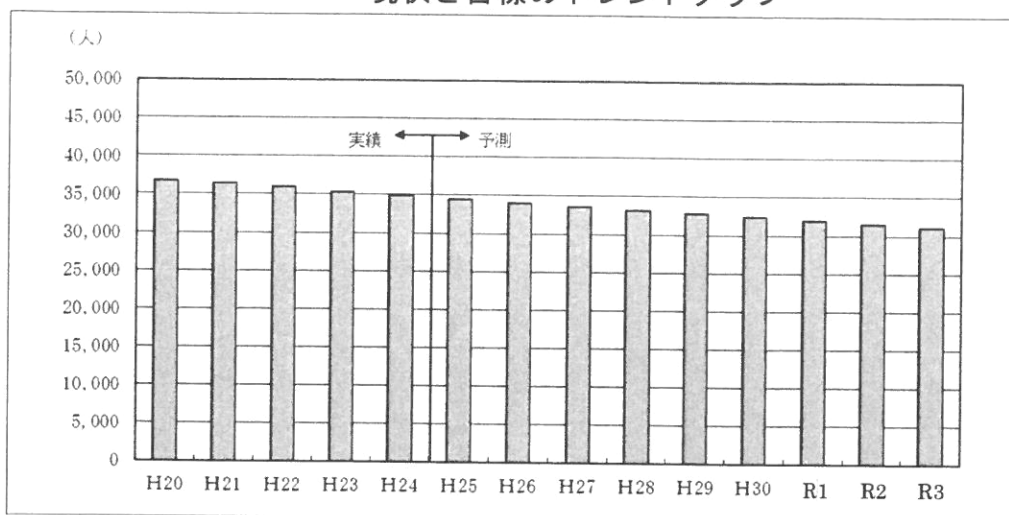


図1 人口現状及び目標推移

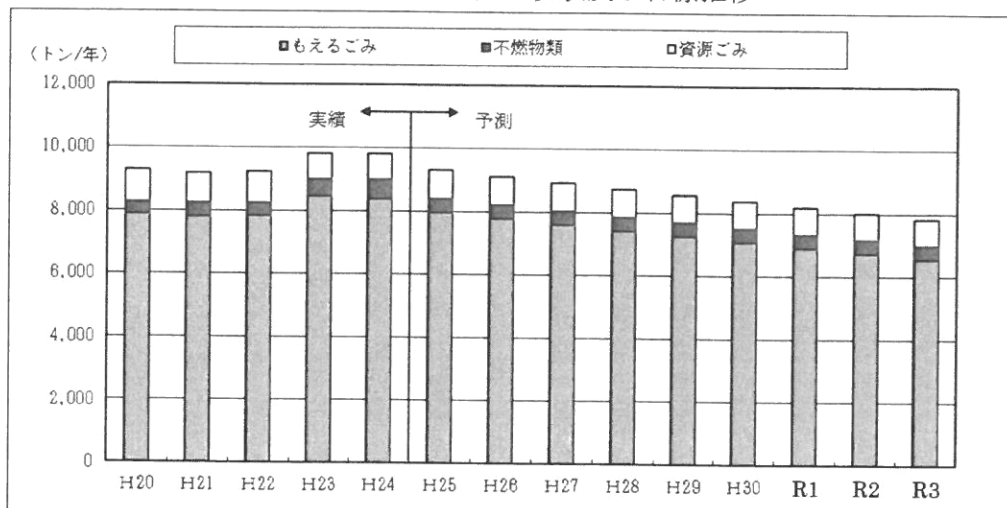


図2 生活系ごみの現状及び目標推移

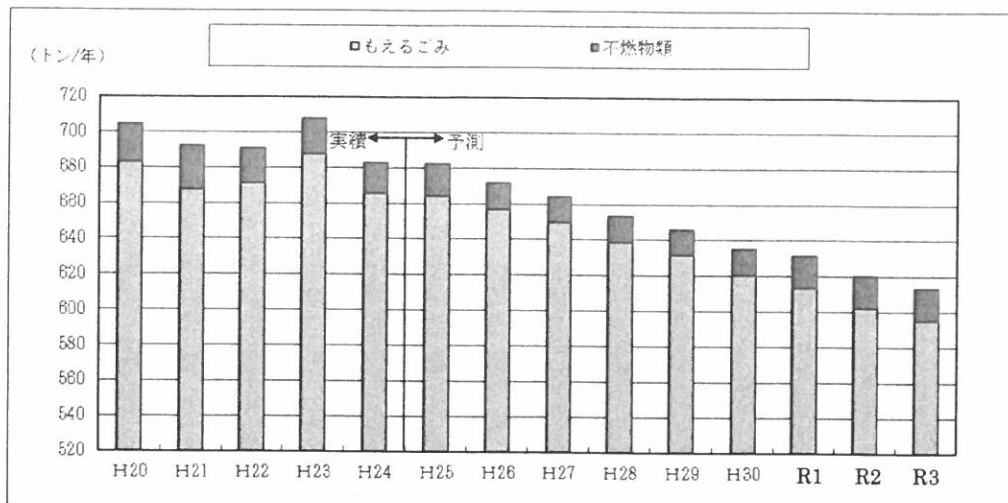


図3 事業系ごみの現状及び目標推移

別添4

現状と目標のトレンドグラフ（生活排水）

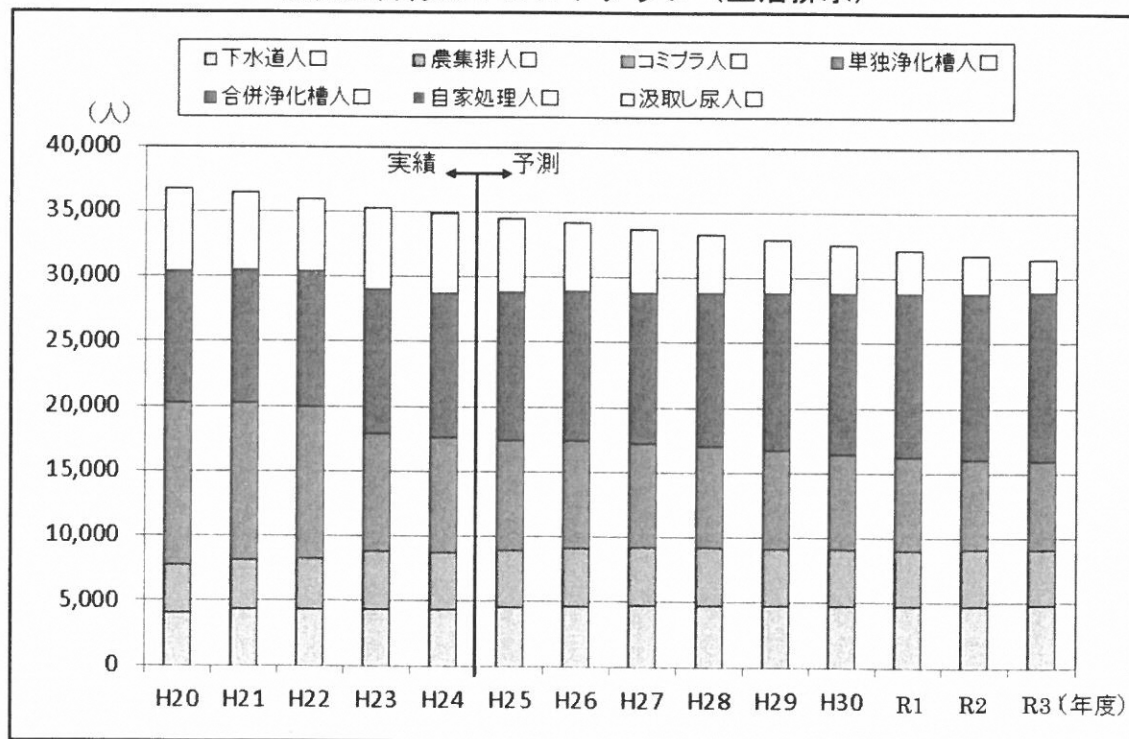


図4 生活排水処理形態別人口の現状及び目標推移

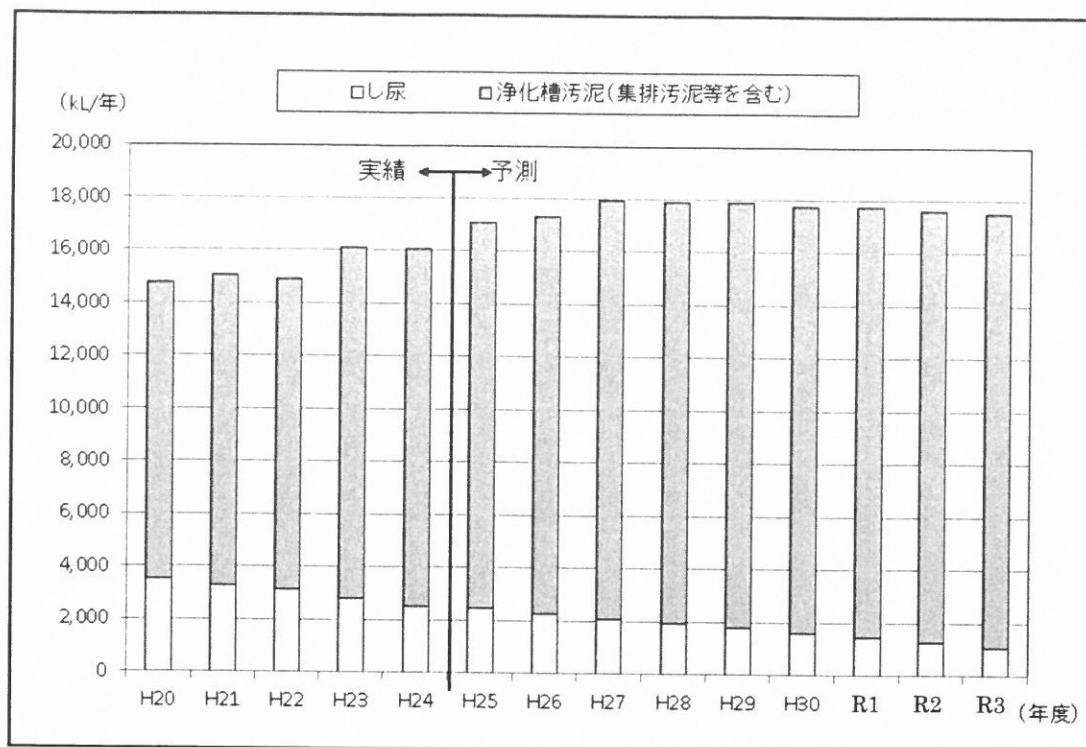


図5 し尿等処理量の現状及び目標推移

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 26 年度)

1 地域の概要	(1)地域名	東白衛生組合地域	(2)地域内人口	34,914 人	(3)地域面積	620.94 km ²
	(4)構成市町村等名	東白衛生組合	(5)地域の要件	奄美 沖縄 山口 徳島 高知 福岡 佐賀 大分 熊本 鹿児島 沖縄	奄美 徳島 高知 福岡 佐賀 大分 熊本 鹿児島 沖縄	その他
	(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①市町村：棚倉町、埴町、矢祭町、鯉川村 ②設立年月日：昭和37年4月26日				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目標	
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	令和3年度	
排出量	① 事業系 総排出量(トン)	704.51	692.30	690.88	707.64	683.09	613.21 (H24比 -10.2%)	
	1 事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.33	0.33	0.33	0.34	0.32	0.29 (H24比 -9.4%)	
	② 家庭系 総排出量(トン)	9,340.68	9,273.53	9,313.94	9,891.35	9,905.92	7,880.50 (H24比 -20.4%)	
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	248.29	249.84	253.21	271.50	275.72	250.72 (H24比 -9.1%)	
排出量合計 (①+②)		10,045.19	9,965.83	10,004.82	10,598.99	10,589.01	8,493.71 (H24比 -19.8%)	
再生利用量	④ 直接資源化量(トン)	1,004	937	990	834	801	832 (H24比 3.8%)	
	排出量に対する割合 (④÷③×100)	(10.0%)	(9.4%)	(9.9%)	(7.9%)	(7.6%)	(9.8%)	
	⑤ 総資源化量(トン)	1,288	1,214	1,242	1,177	1,144	1,037 (H24比 -9.3%)	
熱回収量	排出量に対する割合 (⑤÷③×100)	(12.8%)	(12.2%)	(12.4%)	(11.1%)	(10.8%)	(12.2%)	
	⑥ 熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	0MWh	
中間処理による減量化量	⑦ 減量化量 (中間処理前後の差 トン)	7,359	7,349	7,465	7,947	8,284	6,361 (H24比 -23.2%)	
	排出量に対する割合 (⑦÷③×100)	(73.3%)	(73.7%)	(74.6%)	(75.0%)	(78.2%)	(74.9%)	
最終処分量	⑧ 埋立最終処分量(トン)	1,399	1,402	1,298	1,475	1,161	1,095 (H24比 -5.7%)	
	排出量に対する割合 (⑧÷③×100)	(13.9%)	(14.1%)	(13.0%)	(13.9%)	(11.0%)	(12.9%)	

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。(別添3参照)

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		更新、廃止、新設の内容				備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	供用開始年月	更新予定年月	更新理由	更新、廃止、新設の内容
ごみ処理施設	組合	準連続燃焼式ストーカ炉	有	50t/16h (25t/16h×2基)	S62.3	H29.3	設備の老朽化	型式及び処理方式 全連続燃焼式 ストーカ炉 H29.3 54t/24h (27t/24h×2基)
不燃物破碎処理施設	組合	回転式破碎機	有	24t/5h	S62.3	-	-	-
最終処分施設	組合	管理型最終処分場	有	29,600m ³	H12.11	H30.9	埋立完了	-
最終処分施設	組合					H30.10	新設	管理型最終処分場 容量28,200m ³ H30.10
し尿処理施設	組合	標準脱窒素処理+高度処理	有	60KL/日	H4.4	H33.3	設備の老朽化汚泥の資源化	浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式 56KL/日 H33.3 既存施設の水槽等の土木建築設備を活用して、汚泥再生処理センターへの更新を行う

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目 標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
総 人 口		36,784	36,432	35,927	35,323	34,914	31,431
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口(人)	4,087	4,316	4,361	4,361	4,390	4,820
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率(%)	11.1%	11.8%	12.1%	12.3%	12.6%	15.3%
集 落 排 水 施 設	汚水衛生処理人口(人)	3,721	3,824	3,881	4,459	4,389	4,328
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率(%)	10.1%	10.5%	10.8%	12.6%	12.6%	13.8%
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	汚水衛生処理人口(人)	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口(人)	10,069	10,312	10,448	11,097	11,199	13,008
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率(%)	27.4%	28.3%	29.1%	31.4%	32.1%	41.4%
未 処 理 人 口 (単独浄化槽含む)	汚水衛生未処理人口(人)	18,907	17,980	17,237	15,406	14,936	9,275

-22-

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画								備考
					開始	終了		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみの有料化	今後も引き続き実施していく。	構成町村	H 26	R 2										
								事業実施								
	12	環境教育、普及啓発	ごみに関する地域座談会、ごみ処理施設見学会など、考え、学び、実践する取り組みを推進する。	構成町村	H 26	R 2										
								事業実施								
	13	マイバッグ運動・レジ袋対策	マイバッグ持参等の呼びかけを行い、レジ袋の削減に努める。	構成町村	H 26	R 2										
								事業実施								
	14	再使用の推進	不用品交換・斡旋の情報提供、ネットワークづくりに努める。	構成町村	H 26	R 2										
								事業実施								
	15	生活排水対策の推進	生活排水の汚濁物質削減方法について、住民へ周知して対策を推進する。	構成町村	H 29	R 2									事業実施	
処理体制の構築、変更に関するもの	21	施設整備に伴う分別区分の変更	今後も引き続き行っていく。	組合	H 26	R 2										
								事業実施								
	22	事業系一般廃棄物多量排出事業者の減量化・再資源化計画策定	多量排出事業者に減量化・再資源化計画を策定させ、一般廃棄物、特に可燃ごみの減量化の推進を図る。	構成町村	H 26	R 2										
								事業実施								
処理施設の整備に関するもの	1	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	基幹的設備改良	組合	H 26	H 28	○	基幹的設備改良工事								
	2	最終処分場整備事業	最終処分場整備	組合	H 28	H 30	○							最終処分場整備工事		
	3	汚泥再生処理センター整備事業	汚泥再生処理センター整備	組合	H 30	R 2	○								汚泥再生処理センター整備工事	
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援	発注仕様書作成等支援業務	組合	H 26	H 26	○	発注仕様書								
	32	2の計画支援	最終処分場整備事業に係る測量・地質調査業務	組合	H 26	H 26	○	測量・地質調査								
	32	2の計画支援	最終処分場整備事業に係る生活環境影響調査業務	組合	H 26	H 27	○	生活環境影響調査								
	32	2の計画支援	最終処分場整備事業に係る基本計画・設計業務	組合	H 26	H 26	○	基本計								
	32	2の計画支援	最終処分場整備事業に係る実施設計業務	組合	H 27	H 27	○	実施設計								
	33	3の計画支援	汚泥再生処理センター整備事業に係る生活環境影響調査業務	組合	H 29	H 29	○							生活環境影響調査		
	33	3の計画支援	汚泥再生処理センター整備事業に係る発注者支援業務	組合	H 29	H 30	○							施設基本計画発注仕様書作成		
その他	41	不法投棄対策	広報誌、チラシ等による啓発及び事業者・地域住民と共同でパトロールを実施するなどして監視体制を強化する。	構成町村	H 26	R 2									分別排出の徹底、パトロールの強化	
	42	災害時の廃棄物処理に関する事項	被災地の衛生と生活環境を保持する観点から、災害廃棄物の適正な処理に努める。	構成町村	H 26	R 2									災害廃棄物処理等の近隣市町村間の連携体制の推進	
	43	浄化槽の適正な維持管理の推進	浄化槽管理者等に対し、適正な維持管理の実施について啓発を行う。	構成町村	H 26	R 2									浄化槽の適正な維持管理の推進	

施設概要（エネルギー回収推進施設系）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	東白衛生組合
(2) 施設名称	ごみ焼却施設（熱回収施設）
(3) 工期	平成26年度～平成28年度
(4) 施設規模	改造前：50t/16h 改造後：54t/24h
(5) 処理方式	ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 ） ・ ☒ 無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率 ） ・ ☒ 無
(7) 地域計画内の役割	施設の延命化、省エネルギー化（CO ₂ の削減率：3%以上）
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ☒ 無
(9) 事業計画額	1,503,275 千円

施設概要(最終処分場系)

都道府県名 福島県

(1) 事業主体	東白衛生組合		
(2) 施設名称	一般廃棄物最終処分場		
(3) 工 期	平成28年度～平成30年度		
(4) 施設規模	総面積 53,340㎡	埋立面積 6,700㎡	埋立容量 28,200㎡
(5) 処分開始年度	埋立開始 平成30年度		
及び終了年度	埋立終了 令和20年度		
(6) 跡地利用計画	地元の要望等を受け入れ今後跡地利用計画を策定する。		
(7) 地域計画内の役割	組合管内から発生するごみの安全かつ衛生的な最終処分。		
(8) 焼却施設解体 工事の有無	有 ☐ 無 ☒		

(9) 事業計画額	1,666,440 千円
-----------	--------------

施設概要(し尿処理施設系)

都道府県名 福島県

(1) 事業主体	東白衛生組合
(2) 施設名称	汚泥再生処理センター
(3) 工 期	平成30年度～令和2年度
(4) 施設規模	56 kL/日
(5) 処理方式	浄化槽汚泥対応脱窒素処理方式
(6) 地域計画内の役割	し尿及び浄化槽汚泥並びに農業集落排水汚泥の効率的かつ 安定的な処理過程で発生する汚泥の有効活用の促進
(7) 焼却施設解体 工事の有無	有 無
「汚泥再生処理センター」を整備する場合	
(8) 資源化の方法	汚泥助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	汚泥助燃剤:ごみ焼却施設で有効利用する。
(10) 事業計画額	2,162,700 千円

【参考資料様式 6】

計 画 支 援 概 要

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	東白衛生組合
(2) 事業目的	ごみ焼却施設（熱回収施設）の延命化のため
(3) 事業名称	廃棄物処理施設における発注仕様書作成支援事業
(4) 事業期間	平成26年度
(5) 事業概要	発注仕様書作成
(6) 事業費計画額	3,456千円

【参考資料様式 6】

計 画 支 援 概 要

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	東白衛生組合			
(2) 事業目的	一般廃棄物最終処分場整備のため			
(3) 事業名称	最終処分場整備事業に係る測量・地質調査業務	最終処分場整備事業に係る基本計画・設計業務	最終処分場整備事業に係る生活環境影響調査業務	最終処分場整備事業に係る実施設計業務
(4) 事業期間	平成26年度	平成26年度	平成26年度～平成27年度	平成27年度
(5) 事業概要	測量・地質調査	基本計画・設計	生活環境影響調査	実施設計
(6) 事業費計画額	30,132千円	14,040千円	34,560千円	

【参考資料様式 6】

計 画 支 援 概 要

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	東白衛生組合	
(2) 事業目的	汚泥再生処理センター整備のため	
(3) 事業名称	汚泥再生処理センター整備事業に係る生活環境影響調査業務	汚泥再生処理センター整備事業に係る発注者支援業務
(4) 事業期間	平成29年度	平成29年度～平成30年度
(5) 事業概要	生活環境影響調査	施設整備基本計画 発注仕様書等作成
(6) 事業費計画額	7,150千円	18,000千円